

地区除雪連絡協議会会則

(名 称)

第1条 この会は、地区除雪連絡協議会（以下「地区会」という）と称する。

(目 的)

第2条 地区会は、市民、除雪業者、市が連携協力し、地域に密着した道路除雪を行う；
めに設置することとし、地域相互の理解を深め、情報交換や共通事項について協議
を行い、冬期間住み良い地域道路環境の向上を図ることを目的とする。

(構 成)

第3条 地区会は、次の各号の者をもって構成する。

- (1) 連合町内会及び単位町内会単位の役員及び代表
- (2) 除雪業者の代表
- (3) 都市建設部主幹、道路管理課長、道路管理課職員

2 地区会は、必要に応じて前項に規定する以外の者を構成員として加えることができる。

(役 員)

第4条 地区会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 幹 事 3名

2 会長及び副会長は、地区の代表から互選とする。

3 役員任期は2年間とする。ただし、再任は妨げない。

4 幹事は、地区代表者から1名互選及び除雪業者の代表、都市建設部主幹

5 役員が任期途中で辞任しようとするときは、役員会の承認を得なければならない。

(役員職務)

第5条 会長は、地区会を代表して会務を総括する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代理する。

3 幹事は、会務を処理する。

(事務局)

第6条 地区会の事務局は、都市建設部道路管理課に置く。

(会議の開催)

第7条 総会は、年1回とし、除雪シーズン終了後を目途に開催する。

- 2 会長は、会議運営の議長を務める。
- 3 会長及び役員が必要と認めたときは、臨時総会を開催することができる。
- 4 会長及び役員が必要と認めたときは、役員会を開催することができる。

(審議事項)

第8条 地区会は、目的を達するため次の内容を協議する。

- (1) 市が作成した除雪計画の確認に関する事。
 - (2) 地区要望の集約とこれに係る作業方法の調整に関する事。
 - (3) 除雪作業に対する協力及びその周知に関する事。
 - (4) 構成員相互の情報交換及び連絡調整に関する事。
 - (5) その他目的達成に関する事。
-
- 2 役員会は、次の各号を審議する。
 - (1) 総会に附する審議事項に関する事。
 - (2) 会長及び役員が必要と認める審議事項に関する事。

(その他)

第9条 地区会の会則に定めがない簡易な事項については、役員会が別に定める。

附 則

この会則は、平成17年10月26日から施行する。

この会則は、平成21年 5月26日から一部改正する。

この会則は、平成30年 8月24日から一部改正する。